（業務方法書の記載事項）

第三条　センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　センター法第十条第一号に規定する国勢調査等の製表に関する事項

［二～九　略］

（業務実績等報告書）

第七条　センターに係る通則法第三十五条の十一第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。その際、センターは、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、センターの事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

［イ・ロ　略］

ハ　当該業務の実績に係る指標がある場合には、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値

ニ　最近五年間の当該業務の実績に係る財務情報及び人員に関する情報

二　当該業務の実績が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

（業務方法書の記載事項）

第三条　［同上］

一　独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号。以下「センター法」という。）第十条第一号に規定する国勢調査等の製表に関する事項

［二～九　同上］

（業務実績等報告書）

第七条　センターに係る通則法第三十五条の十一第三項の報告書には、事業計画に定めた項目ごとに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該事業年度における業務の実績。この場合において、当該業務の実績は、当該項目が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

［イ・ロ　同上］

ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値

ニ　最近五年間の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　当該項目が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。この場合において、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　年度目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

［ロ・ハ　略］

［2　略］

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

第八条　センターに係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。その際、センターは、当該報告書が同条第二項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、センターの事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して次に掲げる事項を記載するものとする。

一　第六条に定める期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況。なお、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

［イ・ロ　略］

ハ　当該事項に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

二　前号に掲げる当該事項の実施状況についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　当該期間における年度目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

［ロ・ハ　略］

［2　略］

イ　評定及び当該評定を付した理由

［ロ・ハ　同上］

［2　同上］

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

第八条　センターに係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、第六条に定める期間に係る事業計画において、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置として定めた項目ごとに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該期間における当該項目の実施状況。この場合において、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

［イ・ロ　同上］

ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

二　前号に掲げる当該項目の実施状況についてセンターが評価を行った結果。この場合において、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

［ロ・ハ　同上］

［2　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。